

小山市地域とともにある学校づくりに関する 提 言 書

「地域とともにある学校づくり」と「学校とともにある地域づくり」
の相乗効果が発揮されることを目指して

平成26年3月

小山市地域とともにある学校づくり検討委員会

提言に寄せて

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代に求められる教育理念が明確になりました。この改正を受けて、学校教育法等の教育三法の改正をはじめ、様々な教育改革が現在進められています。さらに、我が国で初めての教育に関する総合的な計画となる第1期「教育振興基本計画」が策定され、平成20年7月に告示されました。

この「教育振興基本計画」では、家庭・地域の教育力の向上を目指すためにという施策において、「地域全体で学校教育を支援する体制づくり」、「放課後子どもプランの推進」、「地域における家庭教育支援基盤の形成」という3点が具体策として挙げられています。これは、地域のもつ人的資源を教育に生かすという発想だと考えられますが、言い換えれば、現在の教育は地域の協働なしに、その成果を十分に発揮することができないという側面を示唆しています。今後は、教育の地方分権が進展し、国の画一的な教育から地域の実情に応じた教育へとシフトしていく方向性が、予想できるものと言えます。

文部科学省は「地域とともにある学校づくり」という言葉で、学校と地域の双方向性を持つ体制づくりの推進を表現しています。その中でも、学校運営協議会の設置、すなわち、学校をコミュニティ・スクール化することによって、学校の運営基盤はより確かなものになると考えています。

幸い小山市においては、地域が学校に協力的で、学校を常に温かく見守ってくれているという土壌があります。また、学校に関わる地域人材が豊富であるという先人からの財産があります。この地域のもつ土壌と財産を学校教育の中で生かすという視点と、仕組・制度として、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の有効性を吟味することにより、現在の学校と地域の関係性がより深まるとともに、「地域とともにある学校づくり」がより進むのではないかという考えのもとで、本検討委員会は設置されたものです。

平成25年1月に発足した本検討委員会は、平成26年1月までの1年間において7回の会議を開催しました。この会議の中で再認識したことは、学校は地域あつてのものであり、学校と地域の結びつきは、長い年月をかけて構築されてきたということです。今まで学校に関わってくれた多くの人たちの献身的な努力によって、現在の学校が存在するのだと、改めて感じているところです。

この提言書が、これからの小山市の教育及び地域づくりに対して、大きく寄与することを委員一同願っています。

平成26年2月28日

地域とともにある学校づくり検討委員会

目 次

1	小山市の学校教育をめぐる現状	1
1-1	小山市の地域的特徴	1
1-2	生涯学習・社会教育の現状における子どもとの関わり	2
1-3	小山市における学校と地域との関係	3
2	地域とともにある学校づくりの推進理由	5
2-1	国の施策・法令との関連	5
2-2	国の施策の方向性	15
2-3	地域とともにある学校づくりの基本理念	15
3	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の概要	19
3-1	学校運営に備える機能	19
3-2	学校運営協議会の責任と権限	20
3-3	学校運営協議会制度と学校評議員制度との違い	20
4	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の効果・成果	24
4-1	話し合われる事項	24
4-2	人事に関する意見の実態	25
4-3	成果に関する指定校の校長の認識	26
4-4	短期・中期・長期的効果	27
4-5	成果のまとめ	28
4-6	コミュニティ・スクールの指定状況	29
5	今後の進め方と課題解決	30
5-1	地域とともにある学校づくりと小中一貫教育	30
5-2	地域とともにある学校づくりと学校運営協議会制度	30
5-3	想定される課題の解決に向けた方策	34
5-4	仕組や制度を整える意義	36

6	資料編	37
----------	------------	-----------

資料 1	小山市地域とともにある学校づくり検討委員会設置要綱……	37
資料 2	検討の経緯……	38
資料 3	小山市地域とともにある学校づくり検討委員会委員名簿 ……	39